

(別記)

個人情報取扱特記事項（特記仕様書）

（基本的事項）

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本契約により受託した業務（以下「本業務」という。）を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、御嵩町個人情報保護法施行条例（令和5年御嵩町条例第1号）及び御嵩町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年御嵩町条例第13号）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密保持等の義務）

第2条 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、本業務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第3条 受注者は、本業務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

（個人情報の安全管理措置）

第4条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置（以下「安全管理措置」という。）を講じなければならない。

（再委託）

第5条 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、本業務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も同様とする。

（複写、複製等の禁止）

第6条 受注者は、本業務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、本業務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

（事故発生時等における報告及び対応の義務）

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

（電磁的記録媒体の保管）

第8条 受注者は、本業務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体（以下単に「電磁的記録媒

体」という。)を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第9条 受注者は、電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者が本業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、本業務に、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。)を取り扱う業務が含まれる場合は、当該業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、当該業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置かなければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業員の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業員及びその役割を指定し、事前に従業員名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業員への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業員に対して、本業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、本業務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第10条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく本業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、本業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第17条 受注者は、本業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、本業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、個人情報を記録した媒体(電磁的記録媒体含む。)の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第18条 発注者は、受注者が本特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。